ASEAN 経済共同体とは何か ーブループリントから読めるものー

石川 幸一 Koichi Ishikawa 亜細亜大学アジア研究所 教授 (財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

- ・ASEAN は、2007 年 11 月の首脳会議で ASEAN 経済共同体ブループリントを採択した。ブループリントは、2015 年に創設する ASEAN 経済共同体の設計図と工程表である。経済共同体とともに ASEAN 共同体を構成する安全保障共同体と社会文化共同体のブループリントは 2008 年の首脳会議で採択される。
- ・ブループリントは、ASEAN 経済共同体の 4 つの特徴として、①単一の 市場と生産基地、②競争力のある地域、③公平な経済発展、④グローバ ルな経済への統合、をあげている。工程表(戦略スケジュール)は2008 年から2015年までをカバーしている。
- ・ブループリントの実行により、ASEAN は自由貿易地域 (FTA) から物品、サービス、投資、熟練労働者の自由な移動、資本のより自由な移動が行われる地域に統合が深化する。そして、「単一の市場と生産基地 (a single market and production base)」となり、ダイナミックで競争力のある地域になるとともに発展の格差の是正に取り組むとしている。
- ・AEC では、物品、サービス、人の移動など現在に比べれば格段に自由 化されるが、完全な移動の自由は実現しない。共同市場としては不完全 であり、「FTA プラス」である。ブループリントの最大の課題はスケジ ュール通り実行できるかである。確実に実行するためには ASEAN 憲章 がどのように運用されるかが、極めて重要になる。

1. ブループリントの作成と概要

ASEAN は、2015 年に ASEAN 共同体の創設をすることに合意している。 ASEAN 共同体は、安全保障共同体、経済共同体、社会文化共同体の3つの共同体から構成される。 どのような共同体をどう作るのかについては、2003 年の ASEAN 第 2 協和宣言、2004 年のビエンチャン行動計画で構想や措置が提示されてきた!。

経済分野では優先分野統合のため の枠組み協定が締結され、ロードマ ップが作成されてきた。このように 複数の計画や協定が発表される一方 でその具体的な実施状況は明らかに されていなかった。また、ビエンチ ャン行動計画は 2010 年までの計画 であり、優先分野統合のための枠組 み協定は文字通り 12 の優先分野(当 初は 11 だったがロジスティクスが 加わり 12 となった) のみを対象とし ており包括的なものではなかった。 そのため、全分野を対象として2015 年までをカバーする包括的な行動計 画として作成されたのが、ASEAN 経済共同体 (AEC) ブループリント である。なお、安全保障共同体と社 会文化共同体のブループリントは 2008年の首脳会議までに作成し、採 択される予定である。

ブループリント作成を決めたのは、 2006年8月にクアラルンプールで開 催された ASEAN 経済大臣会議であ る。同会議では、ASEAN 経済共同 体の創設を2015年に5年早めること を決定し、ASEAN 経済共同体に向 けての単一かつ一貫したブループリ ントを作成することに合意した。続 いて、2007年1月にフィリピンのセ ブで開催された第12回首脳会議で、 「ASEAN 共同体の創設を 2015 年に 加速するセブ宣言」に署名し、経済 共同体ブループリントは、2007年11 月の第 13 回首脳会議までに作成す ることを決定した。作成されたブル ープリントは、2007年11月にシン ガポールで開催された第 13 回首脳 会議に提出され、「ASEAN 経済共同 体(AEC)ブループリント宣言」が 署名され公式に採択された 2 。

AEC ブループリントは、2008 年から 2015 年までの経済共同体実現のための行動計画である。経済共同体に向けては、2004 年に優先分野統合のための枠組み協定が締結され、分

野別のロードマップも策定されている。計画や措置の実施状況は発表されていないので確認できないが、全てがスケジュールどおり実施されてはいないようである。前述のように、行動計画は2010年までであり、優先分野に限られている。そのため、2015年までを対象とし、優先分野以外もカバーし、今までの実施状況を調整した新たな計画としてブループリントが作成されたものと思われる。

AEC により、ASEAN は自由貿易地域(FTA)から物品、サービス、投資、熟練労働者の自由な移動、資本のより自由な移動が行われる地域に統合が深化し、「単一の市場と生産基地(a single market and production

base)」となり、ダイナミックで競争力のある地域になるとともに発展の格差の是正に取り組むとしている。

ブループリントは、ASEAN 経済 共同体の4つの特徴として、①単一 の市場と生産基地、②競争力のある 地域、③公平な経済発展、④グロー バルな経済への統合、をあげている。 また、コア・エレメントとして物品 の自由な移動からグローバル・サプ ライ・ネットワークへの参加まで17 項目をあげている。ブループリント の構成は、4つの特徴の各コア・エ レメントに措置とスケジュールを提 示し、実施メカニズムと戦略スケジュールを加えたものである(表1)。

表 1 経済共同体ブループリントの構成

1 序文

2経済共同体の特徴と構成要素

A.単一の市場と生産基地

B.競争力のある経済地域

C.公平な経済発展

D.グローバル経済への統合

 実施 戦略的スケジュール (コア・エレメント)

- ① 物品の自由な移動、②サービスの自由な移動、③投資の自由な移動、④資本のより自由な移動、⑤熟練労働者の自由な移動、⑥ 優先統合分野、⑦食料・農業・林業
- ① 競争政策、②消費者保護、③知的所有権、④インフラ開発、⑤税制、⑥電子商取引
- ① 中小企業、②ASEAN 統合イニシアチブ
- ① 対外経済関係、②グローバル・サプライ・ネットワークへの参加

実施メカニズム、資源、コミュニケーション、 見直し

(出所) ASEAN 事務局、ASEAN Economic Blueprint により作成

32●季刊 国際貿易と投資 Summer 2008/No.72

戦略スケジュールは、2008-2009 年のフェーズ1から2014-2015年のフェーズ4まで4段階となっている。 戦略スケジュールは全体で35頁あるが、単一の市場と生産基地が22 頁を占めている。

2. ブループリントが目指す経済 共同体

(1) ブループリントが実行されると何が実現するのか

ASEAN6 は、AFTA を 2002 年に域 内関税を 0-5%に削減するという 当初の計画に基づいた FTA として 実現している。2010 年には ASEAN6 の域内関税が撤廃され、2015 年には 新規加盟国の域内関税が撤廃される。 それでは、AEC ブループリントがス ケジュール 通り 実行 されると ASEAN はどのように変わるのであ ろうか。

① 物品の貿易

物品の貿易では、センシティブリスト品目と高度センシティブリスト品目および CLMV で一部残る IL 品目を除き、全加盟国で IL 品目の関税が撤廃されている。IL 品目は 99%前

後に達するのでほぼ全品目の関税が 撤廃されている。ただし、撤廃の対 象になるのは AFTA 原産地規則を満 たした品目のみであることは言うま でもない。

非関税障壁は、2010年から2015年に撤廃(一部品目は2018年)されている。原産地規則は、累積付加価値基準と関税番号変更基準が導入され、使いやすくなっている。貿易円滑化では、透明で簡素化され、調和が図られた貿易手続き、プロセスに変更されている。通関手続きは調和され、関税分類、関税評価は時代に即したものになり、電子通関システムが導入されている。委託加工、一時持込などの取引に対応が出来る。

電気電子機器での相互承認、化粧品、薬事、医療機器での技術文書の 共通化や単一規制が導入されている。 木製品やゴム製品の任意規格と強制 規格が導入されている。食品、農産品、林産品の安全衛生管理手続きや 基準の調和を行い、各国間での協力 が行われている。

② サービス貿易

サービス貿易では、全サービス分 野で実質的に全ての制限が除去され ている。また、サービス産業への域 内外資出資比率(モード3)は70% 以上となっている。サービス供給者 の移動(モード4)では自由化約束 が行われ、自由化が進められている。 資格の相互承認協定が締結されてい る。金融市場は段階的に自由化して いる。

③ 資本の移動

外国投資への規制は最小限となり、 自由で開放的な投資受け入れ体制と なっており、投資家の移動の自由化 が進められている。ASEAN として 投資誘致を進め、産業クラスターと 生産ネットワーク育成を進めている。 資本市場の基準の調和、専門家の資 格の相互承認などにより資本市場の 統合を進めている。ポートフォリオ 投資の自由化も進めている。二重為 替制度は廃止されている。資本フロ ーのモニタリングを実施し、IMF8 条国となっている。

④ 人の移動

熟練労働者の移動の自由では、自 由職業サービスでの資格の相互承認 が行われている。

⑤ 共通政策など

競争政策では、政策導入のための

作業計画が進められている。知的所 有権保護では、法律の整備が進み、 人材の育成、協力ネットワークの構 築が行われている。

インフラ整備では、シンガポールー見明鉄道の建設が進み、道路の安全基準が作られている。複合一貫輸送協定、通過貨物円滑化枠組み協定が施行されている。単一航空市場協定の施行により、オープンスカイが実現している。単一海運市場へのロードマップが実施されている。情報インフラでは、通信機器のMRAが実施され、域内高速通信ネットワークが出来、製品やサービスの互換性が実現している。電子政府の実現に向けて協力を行っている。ASEAN電力網とASEAN横断パイプラインが作られつつある。

全加盟国で電子商取引法が策定され、デジタル署名の相互承認が決められている。電子契約などにより域内の電子商取引が推進されている。

二重課税防止条約が全加盟国間で 締結されている。中小企業支援のた めのサービスセンターと開発基金が ASEAN レベルで創設されている。 経済統合の影響が評価され、対応策 が実施されている。ASEAN 域外国 との FTA は見直しが行われている。

(2) FTA プラス

ブループリントによると、ASEAN 経済共同体は、物品、サービス、投資、資本、熟練労働者の自由な移動が実現した地域である。FTA から次の段階に向けて ASEAN が行動を開始したことは高く評価できるが、検討する必要があるのは、①ブループリントを予定通り実施した場合に物品、サービス、投資、資本、熟練労働者の自由移動が実現しているのか、②ブループリントが計画通り実施できるのかの2点である。

物品の移動では関税はほぼ撤廃されているし、非関税障壁も撤廃することになっている。

その意味では 2015 年に質の高い FTA が実現している。ただし、関税 同盟ではないため自由に移動できる のは原産地規則を満たした物品のみである 3。外国品を差別する内国税の撤廃など内国民待遇については言及されていない。また、政府調達の開放は全く対象となっていない。規格の相互承認は、電気電子などいく

つかの品目に限られており、範囲が 狭い。

欧州共同体(EC)は、「ある国で 合法的に生産・流通する製品は他の 国でも流通を認められねばならな い」という原則を、「必要最低限の調 和」と「相互承認」を組み合わせた 新アプローチにより実現している⁴。 こうしたアプローチは、試験検査機 関、人材、制度面での発展と蓄積が 必要だが、今後 ASEAN も学ぶ点の 一つであろう。また、欧州では、域 内国境の税関を廃止し物品、人の自 由移動と輸送の円滑化を実現し、多 大のコストの削減に成功した。 ASEAN は関税同盟ではないため、 域内貿易についても税関は今後も必 要である。当面は無理であるが、各 国の関税率の低下を見ながらシンガ ポールを除いた関税同盟を作り、シ ンガポールとは FTA を締結するこ とも長期的な検討課題となろう。

サービス貿易は全分野が開放されるとなっている。モード別にみると第1モード(サービスの越境)と第2モード(国外消費)は自由化が進むだろうが、第3モード(業務拠点)は外資出資比率が70%であり、第4

モード(サービス供給者の越境)は どの程度開放されるのか明確でない。 熟練労働者の移動は、貿易、投資に 従事する熟練労働者、専門家が対象 であり、資格の相互承認は自由職業 サービス(専門サービス)が対象で ある。

投資は、投資前と後の内国民待遇 を認めるとしておりかなり自由化が 進むだろうが、最小限の制限は残る としている。最小限の内容は明らか

にされていない。

物品、サービス、資本、人の自由な移動が実現した地域統合は共同市場であるが、ASEAN 経済共同体では前述のように物品、サービスと生産要素の自由な移動は十分には実現していない。また、共通関税は導入されていないことから「FTAプラス」と言えよう。日本政府が進めているEPAとも自由化などの対象範囲は重なっている(表2)。

表 2 AEC と EU、EPA、狭義の FTA の対象範囲の比較

	EU	AEC	EPA	FTA(狭義)
関税撤廃	0	0	0	0
共通対外関税	0	X	X	×
非関税障壁撤廃	0	0	\triangle	\triangle
サービス貿易自由化	0	\triangle	\triangle	×
規格・標準の統一、相互承認	0	\triangle	\triangle	×
人の移動	0	\triangle	\triangle	×
貿易円滑化	0	0	0	\triangle
投資自由化	0	0	\triangle	×
政府調達	0	×	\triangle	×
知的所有権保護	0	0	0	×
競争政策	0	\triangle	\triangle	×
税制(付加価値税)調和	\triangle	×	×	×
域内協力	0	0	0	×
共通通貨	0	X	X	×
主権制限(市場統合における)	Δ	×	X	×

(注) ○は実現している、△は対象としているが実現は不十分、×は実現していない、あるいは、対象としていないことを示している。ただし、厳密なものではない。たとえば、共通通貨は EU27 か国中導入しているのは 15 ヶ国である。税制の調和についても EC は 15%という最低税率を決めているのみである。FTA でも米国の締結するFTA は、広範囲のサービス貿易自由化、知的所有権保護などを規定している。

(出所) 執筆者が作成

ブループリントは、実施する措置、その内容、スケジュールをかなり具体的に提示しているが、明確でない項目も多い。欧州共同体では、域内市場創設に際し、「国籍による差別の原則」、「他の国で合法的に流通する製品は自国への輸入と流通を妨げるとは出来ない」、「サービス供給の自由と開業の権利」などの基本原則があった。しかし、ブループリントは自由な移動の実現を目標としながら、こうしたシンプルな原則は明示されてはいない。

(3)課題はブループリントの実行

より重要なのは、ブループリントが実行されるかである。ASEANの過去の地域協力の実績からこの点への懸念は拭えない。優先統合分野のロードマップも全てが予定通り実行されてはいない模様である。

欧州では、関税同盟は1968年、共通農業政策は1969年には実現したが、EEC条約が目標として掲げていた共同市場は実現していなかった6。その理由となったのが市場統合に関する法令採択には全会一致が必要だったことである。そのため、欧州共

同体は、1987年に単一欧州議定書を発行させ、市場統合に関しては特定 多数決制を導入した。特定多数決制 の導入により市場統合は具体的に進 みだした歴史がある。

ASEAN は、共同体創設に向けての意思決定の迅速化と決定事項の確実な実施、事務局機能の強化を目的に2007年の首脳会議でASEAN憲章を採択した。ASEAN憲章は、ASEANに法的な基盤を与えるものであり、共同体を構築するための法的・制度的な枠組みとなる。バンコク宣言を基盤としており法的基盤が弱かったASEANは、ASEAN憲章により制度的に強化され、決定が法的拘束力を持つようになる。

ASEAN 憲章は、前文、12章、55 条から構成されている。主要な点は、 ①国際機関として法人格を付与、② ASEAN 首脳会議が最高意思決定機 関で年2度開催、③ASEAN 調整委 員会(従来の外相会議)と共同体委 員会を設置、④人権機関の設置、⑤ 協議と全会一致(consultation and consensus)による意思決定を行い、 全会一致ができない場合は首脳会議 が決定、⑥深刻な憲章の侵害行為・ 不履行は首脳会議が決定、⑥紛争解 用が重要になってくるだろう。 決を規定、などである。

2007年1月の首脳会議に提出され た賢人会議の報告書は、①ASEAN の目的、原則、合意への重大な違反 や不履行に対しては、除名を含む、 権利、特権の停止などの措置をとる こと、③コンセンサス方式を原則と し、安全保障と外交政策以外の分野 では、コンセンサス方式で決定が出 来ない場合は多数決によること、を 提案していた。採択された憲章は、 首脳会議での多数決による決定の余 地が残されているが、報告書で示さ れた抜本的な提案からは後退した内 容となっている。

憲章では、経済関係の決定の実施 について、合意が得られれば、実施 できる国から実施するという 「ASEAN-X」方式を含む柔軟な方式 が採用されるとしている。サービス 貿易と投資は、「ASEAN-X」方式が 採用されている。

ASEAN の多様性と経済格差を考 慮すると、柔軟な対応を続けること も必要だが、柔軟な対応ではブルー プリントの実施が担保されるのか、 疑問である。憲章の首脳会議での運

3. AEC ブループリントの概要

(1)単一市場と生産基地

全体の6割を占める中核部分であ る。①物品の自由な移動、②サービ スの自由な移動、③投資の自由な移 動、④資本のより自由な移動、⑤熟 練労働者の自由な移動、が5つのコ ア・エレメントとなっている。他に ⑥優先統合分野と⑦食料、農業、林 業の2項目が加わって7つのコア・ エレメントに分けられとるべき行動 と措置(以下、行動とする)が提示 されている。なお、戦略スケジュー ルは紙幅の都合で簡訳とし一部は割 愛している 7。

1)物品の自由な移動

物品の自由な移動は、「単一の市場 と生産基地」を実現する主要な手段 と位置づけられ、AFTA のための共 通効果特恵関税(CEPT-AFTA)協定 を見直し、包括的な協定を作るとし ている。その上で関税撤廃、非関税 障壁撤廃、原産地規則、貿易円滑化、 税関統合、ASEAN シングル・ウィ

ンドウ、標準と貿易の技術的障壁に ついて行動が提示されている。

① 関税撤廃

関税撤廃については、2010年に ASEAN6、2015 年(一部 2018 年) に CLMV で実施され、優先統合分野 については 2007 年 (CLMV は 2012 年) に関税が撤廃される (表 3)。 こ れは既に決定されているスケジュー ルである。センシティブリスト(SL)、 高度センシティブリスト品目(HSL) の関税削減スケジュールとICT品目 の関税削減(CLMV)も明示されて いる。SL と HSL 品目の自由化対象 品目 (IL) への移行と 0-5%への関 税削減は、2010年1月(ASEAN6)、 2013年1月(ベトナム)、2015年1 月(ラオス、ミャンマー)、2017年1 月(カンボジア)である。

② 非関税障壁撤廃と原産地規則 非関税障壁の撤廃については、 ASEAN5 は 2010 年、フィリピンは 2012 年、CLMV は 2015 年(一部 2018 年) に撤廃するとしている(表 4)。 非関税障壁通知議定書の遵守による 透明性の向上と効果的な監視メカニ ズムの設立を行い、スタンドスティ ル(現状より障壁を増加させない) とロールバック(WTO違反措置の撤 廃)の約束を遵守するとしている。

原産地規則については、CEPT 原産地規則の改善と手続きの簡素化、証明書の電子化などが進められる。明示されていないが、現在の40%累積付加価値基準に関税番号変更基準が加えられるものと思われる。

③ 貿易円滑化など

貿易円滑化では、貿易・通関手続きとプロセスを簡素で調和し標準化されたものとするための包括的な貿易円滑化作業プログラムを実施する。透明性で可視性を増し、貿易関係者の関与が可能となるようにするとしている。地域貿易円滑化協力メカニズムと ASEAN 貿易円滑化情報蓄積システムを創設する。ASEANでの決定を各国レベルで実施する措置を講じ、能力養成プログラムを作るとしている。

税関統合では、貿易円滑化プログラムで目指す簡素で調和がとれ国際標準に即した手続きを導入しASEAN税関申告書による貨物・船積手続きモデルを通じて税関業務を

ーンの統合に対応するために 和と統一を実現し、ASEAN 電子通 ASEAN 通関トランジットモデル、 関を実施することなどが決められて 委託加工や仮輸入などに対応できる 通関システムを創設する。関税分類、

現代化する。生産とサプライ・チェ 関税評価、原産地決定システムの調 いる。

表3 関税撤廃の戦略スケジュール

	2008-2009年	2010-2011年	2012-2013年	2014-2015年
CEPT 関税削減		・全IL品目の0- 5%への削減(カン		
関税撤廃	・CEPT対象外品目をCEPTに統合・IL品目の60%の関税撤廃(ラオス、ミャンマー、2008)・全IL品目の80%	・全IL品目の80% の関税撤廃(ベトナム、2010) SL,HSL 以外の全品目の関税撤廃	・全IL品目の80% の関税撤廃(ラオ ス、ミャンマー、 2012)	SL,HSL以外の全 品目の関税撤廃
		・ICT製品の関税 撤廃(CLMV第3回 分、2010)		(CLMV、2015、若 干のセンシティブ 品目は2018)
	2009)	·SL品目の0-5% への関税削減	・SL品目の0-5% への関税削減(ベトナム、2013)、砂 糖は2010年)	の移行と0-5%

- (注) CEPT は共通効果特恵関税、IL は自由化対象品目、TEL は一時的除外品目、SL はセンシティブ品目、HSL は高度センシティブ品目である。
- (出所) ASEAN Secretariat(1997), Strategic Schedule for ASEAN Economic Community

	2008-2009年	2010-2011年	2012-2013年	2014-2015年
非関税障壁撤廃	・スタンドスティルとロールバック約束の実行 ・通知手続きと監視メカニズム議定書による透明性向	→	→	+
	上	·非関税障壁撤廃 (ASEAN5,2010)	・非関税障壁撤廃 (フィリピン、2012)	
	・加盟国の全原産 地規則の見直し	→	→	→

表 4 非関税障壁撤廃の戦略スケジュール

(出所)表3と同じ

複数の行政機関にまたがる貿易に 関する手続きを1つの窓口に統一さ れ電子化された書類を提出すること により行うシングル・ウィンドウで は、各国のシングル・ウィンドウを 実現し、それを統合する段階である。 シングル・ウィンドウにより通関手 続きの時間とコストを削減すること が可能になる。ASEAN6 では、2008 年までに自国のシングル・ウィンド ウを実施し、CLMV では遅くもとも 2012年には開始する。申告書類、そ の処理を共涌化し電子化を進めるこ とが必要であり、データ処理を国際 モデルに従い標準化し、ICTの導入 を加速するとしている。

基準と貿易の技術的障害では、

ASEAN 基準・適合性政策ガイドラインの実施により、任意規格、強制規格、適合性評価手続きなどの調和を国際慣行に従い実現する。ASEAN相互承認(MRA)枠組み条約で指定された特定分野の MRA の実施、検査試験認証機関の設備、機能の充実、WTO の貿易の技術的障害に関する協定に準じて手続きを規定し透明性を高める。販売後監視システムの強化、能力養成などを実施するとしている(戦略スケジュールは省略)。

2) サービスの自由な移動

サービスの自由な移動については、 優先統合分野の枠組み協定、ロード マップなど既存の文書に比べ、記述

が詳しくなっている。2015年までに ASEAN 域内のサービスの自由な移 動、即ち、国境を超えたサービス供 給者によるサービス供給と企業設立 に実質的に制限がなくなる(表 5)。 サービスの自由化は、サービス調整 委員会による交渉(ラウンド)を通 じて実施される。金融や空運など特 定分野は、関連省庁の機関が担当す る。実質的に全てのサービス貿易の 制限を次のスケジュールで除去する。 ①空運、e-ASEAN、ヘルスケア、観 光の4優先分野は2010年まで、ロジ スティクスは 2013 年まで。②その他 の全分野は2015年まで。③2008年、 2010年、2012年、2014年、2015年 にサービス交渉を実施。各ラウンド では、最低、次のサブセクター(GATS) の W/120 サービス分類による) の自 由化を目標とする。2008年(10)、 2010 年 (15)、2012 年 (20)、2014 年(20)、2015年(7)で合計72サ ブセクターである。

モード別では、モード 1 (サービ スの越境)とモード 2(国外消費) は例外を除き制限を撤廃する。モー ド 3 (業務拠点)では、外資出資比 率制限を緩和し、2015年に70%とし、 を行い、ASEAN 包括的投資協定

その他の市場アクセス制限を除去す る。内国民待遇、モード 4 (サービ ス供給者の越境) 分野共通約束のパ ラメーターを 2009 年までに定める。 サービス貿易の自由化は、 「ASEAN-X 方式」、代替分野の自由 化、次の交渉への自由化持越しなど により柔軟に進める。現在実施中の MRA 交渉(建築、会計、調査、医療) を 2008 年、歯科診療サービスの MRA を 2009 年までに完了する。 2012 年までにその他の専門分野の MRA を確定し、2015 年までに協定 を作る。金融については、秩序ある 金融部門の発展と社会経済的安定を 確保するため経済発展レベル、各国 の政策などを考慮し、「ASEAN-X 方 式」により自由化を進める。

3)投資の自由な移動

ASEAN の投資協力は 1988 年の ASEAN 投資地域(ASEAN Investment Area, AIA) 枠組み協定により実施さ れ、投資保護は 1987 年の ASEAN 投 資促進保護協定(ASEAN 投資保証 協定、IGA) により行われている(表 6)。この2つの協定の見直しと統合

表5 サービス分野の戦略スケジュール

		ヒス分野の戦略		
	2008-2009年			2014-2015年
AFASによるサー ビス自由化		ービス貿易の実質	ロジッスティクスサ ービスのサービス 貿易の実質的に全 ての制限の除去	ビス分野のサービ
	分野の自由化スケ ジュール(2008年)	・少なくとも15以上の新分野の自由 化スケジュール (2010年)	の新分野の自由 化スケジュール (2012年)	野(2014年)、7分 野(2015年)の自 由化スケジュール
	・善意による規制 を除きモード1とモ ード2の制限除去 (2008年)		→	→
	出資比率を51%以 上とする(2008年)	・4優先分野の外資 出資比率を70%以 上とする(2010年)		→
	ービスの外資出資 比率を49%以上と する(2008年)	・ロジスティクスサ ービスの外資出資 比率を51%以上と する(2010年)	ービスの外資出資 比率を70%以上と する(2013年)	
	ス分野の外資出資	・その他のサービス分野の外資出資 比率を51%以上と する(2010年)		・その他のサービス分野の外資出資 比率を70%以上と する(2015年)
	・AEMの承認によりモード3の市場によりモード3の市場でクセス制限を漸進的に除去・サービス障壁リストの完成(2008年8月まで)	→	→	→
	・モード4の内国民 待遇の自由化と各	・合意されたパラメ ーターに従い約束 スケジュール策定 (2009年)	→	→
相互承認協定 (MRA)			→	・MRAの完全実施
	・完成したMRAの 実施	→	→	→
金融サービス		・同リストへの合意	・2020年から維持できる事前合意柔軟性リストの作成	・加盟院、のは ・加保場のでにない ・加保場のでにない をでは、のでにない をでは、のでにない。 ・2017年のは、のでは、 ・2017年から、のでは、 ・2017年から、のでは、 ・2017年から、できる。 性リストへの分野のよいで、 ・でのして、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では

(出所)表3と同じ

表 6 投資の自由な移動の戦略スケジュール

	2008-2009年	2010-2011年	2012-2013年	2014-2015年
ASEAN投資地域 (AIA)	・新ASEAN包括的 投資協定 (ACIA) の策定 ・第11回 AIA評議 会へのACIAの提 出			
自由化	の段階的削減・撤	ズを 完 完 アスは 2011年に完了・投資階 制 限 ・	ーズを完了(ASE AN8)、ラオスとミャンマーは2013年 ・最終フェーズの 開始(ASEAN8は 2012年、ラオス、ミャンマーは 2013	(ASEAN8)、ラオス とミャンマーは 2015年に完了 ・最小限の制開し かな投資レジョー の実現(2015年) ・投資ための投資 進のための実施 置の調和の実施

(注) 円滑化と促進のスケジュールは省略 (出所)表3と同じ

(ACIA) を策定する。AIA の下で全期的に行う。 産業(製造業、農業、水産業、林業、 鉱業とこれら5産業に付随するサー ビス業)は開放され、設立前と設立 益・配当の送金と償還、接収と補償、 合意された予定表に従い段階的に廃 止され、センシティブ・リスト(SL)

投資保護については、投資家と国 家の紛争解決メカニズム、資本・利 後の内国民待遇が投資家に与えられ 全体的な保護と保証、紛争により生 る。一時的除外リスト (TEL) は、 じた損失の補償、についての規定を 強化する。

円滑化と協力では、透明で一貫し は、廃止予定表はないが見直しを定予測可能な投資ルール、規制、政策、

手続きの実現のために、次の行動を 行う。産業補完と経済統合の促進の ための投資政策の調和、申請・認可 手続きの簡素化、ワンストップ投資 センターあるいは委員会を通じた情 報提供、データベース強化、関連機 関の協調の強化、民間部門との協議、 ASEAN 大での補完と 2 国間の経済 統合分野の確定と作業。

促進活動では、ASEAN を統合さ れた投資と生産ネットワークの地域 として投資促進を行い、次のような 行動を行う。全ての形態の投資を促 進するために必要な環境の創出、 ASEAN 域内投資、特に ASEAN6 か ら CLMV への投資、中小企業と多国 籍企業の成長と発展の促進、ASEAN における多国籍企業の産業補完と生 産ネットワークの促進、地域クラス ターと生産ネットワークに焦点をあ てた合同投資ミッション、AICO ス キームに加え ASEAN 産業補完イニ シアチブの恩恵の拡大、ASEAN 域 内の二重課税の防止のための2国間 協定。

自由化では、2015年までに投資の 自由と開放を実現するために段階的 自由化を行う。そのための行動は、 例外を最小限とした、内国民待遇と 最恵国待遇を含む無差別取扱いの拡 大、優先統合分野への投資に対する 制限の削減知可能な場合の除去、パ フォーマンス要求を含む制限的投資 措置と障害の削減と除去。

4) 資本のより自由な移動

ASEAN の資本市場の統合と資本の移動促進強化が2大目標である。 資本市場の統合では、上場、負債証券、情報開示要求と証券の流通ルールの分野で資本市場の基準の調和、市場の専門家の資格、教育、経験の相互承認のためのMRAの促進、有価証券発行の用語と法の柔軟性、債務証券発行における投資家の基盤拡大のため源泉課税構造の促進、為替市場と公債市場のリンケージの市場主導による促進、を行うことになっている。

資本移動の促進では、秩序ある資本勘定の自由化、自由化プロセスで発生する可能性のあるシステミックリスクとマクロ経済の不安定に対するセーフガード措置を認めること、自由化の恩恵の全 ASEAN 諸国による共有が原則となっており、次の行

動を実施するとしている。資本勘定 取引の支払いと移転の促進のための 制限の除去・緩和、外国直接投資と 資本市場の発展促進のために資本移 動の制限を除去・緩和(戦略スケジ ュールは省略)。

5) 熟練労働者の自由な移動

物品、サービスの貿易、投資に従 事する自然人の移動について、受入 国の法規に従った管理された移動と 入国のため、国境を超えた貿易と投 資に従事する専門家と熟練労働者の ための査証と雇用許可の発行を促進 する。

2015 年までのサービス移動の自由化を促進するため次の行動により調和と標準化を進める。学生と教職員の移動促進のための ASEAN 大学ネットワーク間の協力強化、優先サービス分野 (2009 年まで)、その他のサービス分野 (2010 年から 2015年まで)での職業訓練、訓練者の技能のコアコンピテンスと資格の開発、技能・職業配置・労働市場情報ネットワーク開発のための各国の研究能力の強化が行動としてあげられている(表7)。

表7 熟練労働者の自由な移動の戦略スケジュール

	2008-2009年	2010-2011年	2012-2013年	2014-2015年
熟練労働者の自由な移動	・2008年までに優先分野を含む自由職業サービスでのMRA完了・2009年までに優先サービス分野に必要な技能のコアコンピテンスを開発			・2015年までに全サービス分野に必要な技能のコアコンピテンスを開発

(出所)表3と同じ

6)優先統合分野と食料・農業・ 林業

12 優先統合分野は、調整担当国とロードマップが定められ、共通および分野別のイニシアチブが決定されている。優先統合分野のロードマップの進展について年2回の見直しを行い、民間部門など利害関係者との定期的協議と対話により分野別のプロジェクトと措置を確定する。

食料・農業・林業分野で食の安全 のための検査基準の調和などが行動 の中心となっている。ASEAN の食 料、農業・林業製品の域内と域外貿 易および長期的な競争力の強化のた め次の行動を行う。農産品と林産品 の AFTA 実施状況のモニタリング、 危険分析重点管理 (HACCP) を基盤 とするシステムの実施・確認・検証、 改善された研究施設により食の安全 を確保し ASEAN 水産品の世界市場 における競争力を支援する品質管理 システムを開発・応用し、2009年ま でに中小企業に適用する。優良農業 養殖慣行 (GAP)、優良畜産慣行 (GAHP)、優良衛生慣行(GHP)、 優良製造業慣行 (GMP)、HACCP を 基盤としたシステムを創設し、2012

年までに貿易可能性のある農産品、 食品に適用する。2010年までに検疫 検査システムを調和、2015年までに 国際標準指針に従い貿易可能性のあ る農産品、食品、林産品の衛生植物 検疫措置を調和。2010年までに国際 標準指針に従い貿易穀物の殺虫剤最 大残留限度を調和。国際標準指針に 従いバイオテクノロジーから派生し た農産品の規制枠組みの調和。ほか に、園芸品(2015年)、動物(2015 年)、化学品の使用(2009年)、の管 理基準の調和、森林認証の枠組み開 発などがあげられている。

ASEAN 域内および WTO、世界農業機関 (FAO)、動物の健康に関する世界機関 (OIE)、国際植物保護協定 (IPPC)、国際食品規格 (CODEX)、絶滅危惧動植物の貿易に関する協定 (CITES) などの国際機関及び対話国との協力により ASEAN に関連のある事項について合同戦略を策定する。農産品、食料、林産品の分野で共同研究と技術移転を進める。違法 伐採と違法農業の取り締まりの強化などを行う。

ASEAN の農業協同組合を農産品 の市場アクセスを行う手段として、 また、農民の利益のために強化する (戦略スケジュールは省略)。

(2)競争的な経済地域

1) 競争政策

競争政策に関連した制度、法が整 備されているのは、インドネシア、 シンガポール、タイ、ベトナムの 4 カ国のみである。ASEAN レベルで の競争政策を担当する機関は現在は ない。この分野の行動は次のとおり である。2015年までに全加盟国で競 争政策を導入する。競争政策を議論 し協調するフォーラムとして管轄省 庁、機関のネットワークを作る。国 家レベルでの競争政策の発展のため に能力養成を行う。公平な競争環境 を創出するために各国の経験、国際 的なベストプラクティスに基礎を置 いた競争政策の地域ガイドラインを 作る。

2) 消費者保護

消費者保護のための行動は、 ASEAN 消費者保護協調委員会 (ACCCP)の創設、情報の共有と交 換のための消費者保護機関のネット ワーク創設、統合 ASEAN 市場を視 野に入れて消費者保護担当者と消費 者のリーダーの訓練を ASEAN レベ ルで行う。

3) 知的所有権

知的所有権 (IPR) 分野の協力は、ASEAN IPR 行動計画と著作権についての ASEAN 協力のための作業計画により進められる。行動は、行動計画と作業計画の完全な実施、意匠についての ASEAN ファイリングシステムの創設、マドリッド議定書(標章国際登録マドリッド協定補足議定書)への参加、IPR 保護の各国機関間の協議と情報交換、伝統的知識(TK)、遺伝子資源(GR)、伝統文化表現(CTE)についての域内協力の促進、である(戦略スケジュールは省略)。

4) インフラストラクチュア開発

「ASEAN 輸送行動計画 (ATAP) 2005-2010」は海運、陸運、空運と輸送円滑化をカバーし、48 行動措置を含んでいる。輸送協力の行動は次のとおりである。2009 年までにASEAN 通過貨物円滑化枠組み協定の実施、2010 年までの ASEAN 複合

一貫輸送枠組み協定の実施、2008年までに ASEAN 国家間輸送円滑化枠組み協定を策定し、2010年に実施を始める。陸上輸送では、シンガポールー昆明鉄道と ASEAN 高速道路網の完成が優先される。行動は、シンガポールー昆明鉄道の未接続部分の完成、ASEAN 高速道路網プロジェクトの実施完了、とくに3級以下の道路(二重アスファルト舗装の2車線)の通過輸送ルートに指定された部分の建設と補修、道路安全の向上、である。

海上および航空輸送では、ASEAN 単一海運市場の一般原則と枠組みの 採用と ASEAN 単一航空市場の開発 と実施を行う。行動は、関連国際海 運組織の協定の実施、統合され競争 力のある海運輸送へのロードマップ の実施、ASEAN オープンスカイ政 策の実施、ASEAN 単一空運市場の 実施、である。

情報インフラでは、ICT システムの相互接続と互換性、インターネットと電子取引の信用と信頼性の改善を重視する。全加盟国の情報インフラ間の高速接続を進める。行動は、2010年までに全加盟国の情報イン

フラの高速での接続を進め、ビエンチャン行動計画のICT 関連措置を実施、各国のコンピューター緊急対応チームの能力養成と訓練を強化し地域のサイバーセキュリティを強化、ICT 機器の利用の促進、税関・ロジスティクス・コンテンツ産業などの産業でのICT の応用、ASEAN 通信機器 MRA への参加国の拡大、次世代ネットワークに関する地域政策と規制枠組みの深化、である。

エネルギー協力では、ASEAN 電 力網 (APG)、ASEAN ガスパイプラ イン(TAGP)の開発を加速する。 APG は 14 の電力相互接続プロジェ クト、TAGP は 7 のガス相互接続プ ロジェクトを含む。プロジェクト実 施には民間部門が参加する。ASEAN 石油安全保障協定を完成させる。温 室効果ガスの排出削減を行いながら 持続可能な開発により共同体を創設 することが重要である。化石燃料資 源の制約と価格不安定からバイオ燃 料のような再生可能エネルギー開発 を強化する必要があり、自由な貿易、 円滑化、協力、インフラ整備を進め る。

鉱業協力では、貿易投資の促進、

地質・鉱業部門での人材と制度開発、環境と社会両面で持続可能な鉱業開発、民間部門の参加が行動となっている。

インフラ開発の資金調達では、民間部門と国際機関の参加を促進し、 地域インフラプロジェクトへの国境 を超えた投資への障害を除去、緩和 する。

5)税制と電子商取引

税制では、2 国間の二重課税防止 条約を 2010 年までに全加盟国間で 締結する。電子商取引では、 e-ASEAN 枠組み協定の実施により、 ASEAN 域内の電子商取引とオンラ インによる物品の取引を可能にする 政策と法制面のインフラの整備を行 う。行動は、電気通信の競争政策の ベストプラクティスの採用と電子商 取引についての国内規制の整備、電 子契約と紛争解決の法的構造の調和、 電子契約のベストプラクティス・オ ンラインの紛争解決サービスの指針 となる原則・電子署名の相互承認枠 組みの採用と実施、対話国との間で 貿易投資促進拠点となるビジネス界 のネットワーキングフォーラム創設、 である(戦略スケジュールは省略)。

(3) 公平な経済発展

1) 中小企業開発

「ASEAN 中小企業開発政策ブループリント(APBSD)2004-2014」が中小企業開発の枠組みとなっている(表 8)。その目的は、ASEAN 加盟国の多様性を活用して中小企業開発を加速、情報、市場、人材開発、技能と技術へのアクセス促進により競争力とダイナミズムを強化、自由貿易化環境下の中小企業の活力強化、中小企業の ASEAN の開発への寄与増大、である。行動は、APBSD の時宜を得た実施、域内の生産流通ネットワークへの中小企業の参加、中小企業金融を含め中小企業開発のベストプラクティスの促進、である。

2) ASEAN 統合イニシアチブ

開発の格差と発展の遅れた国への協力を行いながら統合を進めることが必要である。2000年11月に開始された ASEAN 統合イニシアチブ (IAI)は、ASEAN内部だけでなくASEANと世界の他地域との格差を是正するための方向と取り組みを集

中する分野を示している。IAI の優先分野は、インフラ、人的資源開発、ICT、地域統合の能力養成、エネルギー、投資環境、観光、貧困削減、生活の質の改善である。行動は次のとおりである。IAI を CLMV、インドネシア・マレーシア・タイ成長の三角地帯 (IMT-GT) および東 ASEAN成長地帯 (BIMP-EAGA) の公的部門と民間部門にとっての技術援助と

能力開発プログラムを確定し実施するためのベースになるように改善する。ASEAN6によるIAIプログラムへの支援継続、対話国、ADB、世銀などの国際機関からの支援確保、経済統合の影響を緩和する経済社会政策の開発実施を行う政府職員の能力養成、経済統合の影響の社会経済調査。

表8 中小企業開発と ASEAN 統合イニシアチブの戦略スケジュール

	2008-2009年	2010-2011年	2012-2013年	2014-2015年
中小企業開発				
		中小企業サービス	・職員の交流と技能訓練のためのインターンシップ計画の作成	業を行う中小企業
		・加盟各国での中小企業金融センター創設		业。
格差是正				
	・経済統合の影響 評価の社会・経済 的調査の定期的 実施		→	→
· ASEAN開発基 金	社会政策の策定・ 実施のための政府 職員の能力養成		→	→
•局地経済開発				

(出所)表3と同じ

(4) グローバル経済への統合

1)対外経済関係への一貫したアプローチ

自由貿易協定(FTA)、包括的経済 連携協定(CEP)を含む対外経済関係で、ASEAN 主導(ASEAN Centrality)を維持する。行動は、FTA と CEP の約束と ASEAN 統合の約束 の見直し、対外経済関係、地域及び 多国間の分野における共通のアプロ ーチとポジションを実現するための 協調システムの構築である。

2) グローバル・サプライ・ネットワークへの積極的参加

行動は、生産と流通の国際的なベストプラクティスの採用と発展の遅れた加盟国が工業能力と生産性の向上により地域とグローバルな統合イニシアチブに参加できるようにするための包括的な技術援助パッケージの開発である。

(5) 実施

ASEAN の関連した部門別の組織・団体がブループリントのプログラムと措置の実施に協力し、政府機関が各国レベルでの実施と詳細な行

動計画の策定に責任を持つ。民間部 門、業界団体、地域・国家レベルの コミュニテイとの連携が追求される。

1) 実施メカニズム

関係省庁が各省庁の権限でブルー プリントの実施、約束したことのモ ニタリングに責任を持つ。ASEAN 経済大臣会合がブループリントの全 体的な実施に責任を持つ。次の行動 が実施される。高級レベルタスクフ ォース (HLTF) がブループリントの 迅速な実行のために戦略的な提言や 勧告を行う。実施上の課題について 部門別の団体組織と定期協議を実施、 ASEAN 事務局長が関連大臣会合と 首脳会議に ASEAN 経済共同体の准 展について報告する。実施能力の向 上と意思決定の簡素化のため次の措 置が提言されている。通知手続き議 定書による全ての ASEAN の経済協 定の通知手続きの改善と透明性の向 上、法的文書の批准は署名から6ヶ 月以内に行う、経済関連機関の意思 決定はコンセンサスにより行い、コ ンセンサスに至らない場合は意思決 定を早める目的で他の選択肢を検討、 ルールをベースとした共同体とする

ために改善された紛争解決メカニズムを活用、合意された経済イニシアチブの実施の加速のためにASEAN-X方式を利用、事前に合意され AEC の全体的な進展を遅らせないような方法での柔軟な実施の導入。

ASEAN 事務局がブループリントの実施が決定通りかの見直しと監視を行う、実施状況の情報は利害関係者に提供される。行動は、統合された関税と貿易データを含む統計指標の開発、統計とデータの質の調和、経済共同体の各要素の実施を監視し評価するスコアカードの開発を行うことである。金融については、首脳への定期的な進展状況の報告を行う適当なメカニズムを創設する。

2) 資源

ASEAN 開発基金(ASEAN Development Fund)は、ASEAN および ASEAN 以外から資金を引き出す手段となる。ブループリントの実施を進めるために分析面および能力養成面での支援が必要な事項、分野、テーマについて技術的な研究と訓練プログラムを確定し実施する。ブル

ープリントの重要事項と目標を各国別の重要事項と目標に転換し各国の国家開発計画に合体させる。地域インフラ開発プロジェクトへのアジア開発銀行、世界銀行、対話国と貿易相手国の参加を促進する。ASEAN事務局の研究企画能力を強化する。ASEAN各国の研究能力と人的資源開発を強化する。新規加盟国の金融市場の開発と規制枠組みの促進のために能力養成プログラムを作る。

3) コミュニケーション

ASEAN 経済共同体の創設に成功するには統合の過程で全ての利害関係者が関与することが必要である。全 ASEAN 加盟国で公衆が ASEAN 経済共同体について良く知り、 ASEAN のビジネス界と一般の人々を含む利害関係者が共同体創設の進展について良く知っているようにするために良きコミュニケーションプログラムが必要である。そのための行動は、ASEAN 共同体の目標、恩恵、課題について政府職員、主要な利害関係者、一般公衆に説明する包括的なコミュニケーション計画を開始する、ASEAN 共同体の実施にお

いて開かれた議論と情報の共有のための地域的な場を作る、加盟国は実施過程での結果と課題を提起的に報告する国家レベルのメカニズムを作る、ASEAN 経済共同体コミュニケーションウェブサイトを創設する。

4) 見直し

地域およびグローバルな発展を考慮してブループリントの定期的な見直しを行う。

おわりに

ASEAN が地域協力機構として新たな段階に入りつつあることは確かである。ASEAN 自由貿易地域は当初は多くの批判を浴びたが、スキームの開始以来 15 年を経て完成に近づいている。関税撤廃は 2010 年 (新規加盟国は 2015 年) だが、例外品目が極めて少ない FTA となっている。ASEAN 経済共同体は、物品、サービス、資本、人(熟練労働者)の自由な移動を実現することを目指している。物品、サービス、資本、人の移動が自由化されているのは「共同市場」であり、世界的にみても共同

市場以上に統合が深化しているのは 欧州連合のみである。FTA からさら に統合を深化させようとしている ASEAN の営為は注目に値しよう。

ブループリントは統合の深化の行 動計画として画期的な文書であるが、 本論で検討したように具体性が欠け る記述や不明確な点が見受けられる。 内国民待遇や政府調達は全く言及さ れていないし、物品の移動も原産地 規則のハードルがあり、人の移動も 限定されたものである。税制や競争 政策もコア・エレメントとなってい るものの、内容は二重課税防止条約 の締結促進と競争政策導入の基盤作 りであり、付加価値税の調和などの 措置はない 8。従って、ブループリ ントが予定通り実行されても実現す るのは「共同市場」としては不完全 であり、「FTA プラス」と言うべき 内容である。

また、最大の課題は実行されるかどうかである。ASEAN を組織的に強化し、決定の実効性を高めると期待された ASEAN 憲章が賢人会議の報告からかなり後退したものとなっている。多数決による決定や不履行への対処は首脳会議で決定すること

になっており、首脳会議の重要性が 増している。

こうした問題や課題はあるが、ブループリントを通じた経済共同体創設への ASEAN の意思と決定は高く評価すべきである。ASEAN 経済共同体 (AEC) の内容は、日本政府がASEAN 各国と推進する EPA と多くの対象分野で重なっている。AEC とEPA を連携させることにより、東アジア EPA を実現させることも検討すべきであろう。

注

- 1 ASEAN 共同体の詳細については、石川 幸一 ASEAN 経済共同体形成の現状と 課題、(『アジア経済研究所紀要第33号』、 亜細亜大学アジア研究所 2007 年) を参 昭
- 2 ブループリント宣言は、

http://www.aseansec.org/21082.htm ブループリントは

http://www.aseansec.org/21083.pdf 戦略スケジュールは

http://www.aseansec.org/21161を参照。

3 ASEANと域外国とのFTAでは累積原産

地規則が採用されているため、たとえば、 日本から ASEAN 域内に輸入された原料部品を使って生産された物品は日本と ASEAN での付加価値が 40%を超えれば他の ASEAN への輸出に際し FTA 税率が適用になる。

- 4 田中素香、EC 統合の新展開と欧州再編成、東洋経済新報社 1991 年、77 頁。
- 5 須網隆夫 ヨーロッパ経済法、新世社、 1997年。
- 6 この部分の記述は、田中素香 (1991) 59 -88 頁による。
- 7 ASEAN 経済共同体戦略スケジュールの 詳細については、国際貿易投資研究所 「平成 19 年度 アジア主要国における FTA 締結が日本経済・産業に与える影響分析 報告書」平成 20 年 3 月、を参 照。
- 8 付加価値税を導入している国と税率は 次のとおり。タイ 7%、インドネシア 10%、フィリピン 12%、ベトナム品目 により 0、5、10%、シンガポール 5%、 マレーシア付加価値税はないが売上げ 税 5~25%、サービス税 5%、ミャンマ ー付加価値税はないが商業税として 0 ~30%が課され奢侈品は 30~200%で ある。